

千葉県告示第396号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年5月10日

千葉市長 神谷俊一

名 称	所 在 地	辞退年月日
(診療所)		
いなげ海岸クリニック	千葉県美浜区高洲 3-14-7 多田屋ビル 3F	令和5年5月20日